

平成26年度

東京都予算編成にかかる

重点要望事項

東京都市長会

重点要望事項

目次

1	多摩地域を個性・活力・魅力ある自立都市圏とするための施策の推進	1
2	社会保障・税番号制度の円滑導入のための支援	3
3	「2020年の東京」の実現	4
4	市町村総合交付金制度等総合的財政補完の充実強化	8
5	地方分権の推進における都の支援	10
6	公共施設修繕・保全計画への支援	13
7	自然災害に対する防災体制の確立	14
8	防災事業の充実と財政措置等の確立	15
9	安全・安心まちづくりの取り組みに対する支援措置の充実	16
10	横田基地等周辺的生活環境整備・騒音対策等の推進	17
11	子育て環境の充実	20
12	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助の拡充等	22
13	公立学校施設の改築、改修及び増築に対する補助制度の創設及び拡充	23
14	特別支援教育推進に向けた支援	24
15	東京都帰宅困難者対策条例施行に伴う災害時に学校に留め置く児童生徒用の 備蓄物資整備に係る補助制度の創設	25
16	学校施設等の非構造部材の耐震化に伴う対策基準の明確化及び補助制度の拡充	26
17	介護保険制度に係る市町村への支援策の充実	27
18	高齢者保健福祉に係る各種施策の充実	29
19	医療保健政策区市町村包括補助事業の充実	30
20	障害者総合支援法施行後の福祉施策について	31
21	国民健康保険事業の広域化について	32

22	がん検診支援対象の拡充	33
23	予防接種等における支援の確立	34
24	公立病院に対する補助制度の充実	35
25	医師及び看護師確保のための施策の充実	37
26	地下水及び土壌、大気汚染等の防止に向けた環境調査等、技術支援及び補助制度の充実	38
27	地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への財政支援の充実	40
28	廃棄物処理施設等の整備及び資源化推進事業への財政支援等の充実	41
29	緑の保全に対する施策の充実	42
30	流域下水道事業の促進と財政援助	44
31	拡大生産者責任等への対応について	46
32	業務核都市及び核都市等の育成整備	48
33	経済危機に対応する雇用・就業機会の創出について	49
34	商店街活性化事業の拡充	50
35	連続立体交差事業等の鉄道整備と駅周辺の総合的なまちづくりの推進	51
36	多摩都市モノレールの整備推進と新たな公共交通システムの検討及び輸送サービスの向上	53
37	多摩の広域的な道路ネットワークの形成に資する総合的一体的な道路整備の促進	55
38	市街地開発事業にかかる補助制度の充実	57

1 多摩地域を個性・活力・魅力ある自立都市圏とするための施策の推進

多摩地域の振興にあたっては、自然と共生し、地域特性を生かしながら、多摩を活力と魅力に満ちた自立都市圏として形成していくことが重要である。

しかし、大規模工場の相次ぐ撤退や、人口減少局面の到来等、社会経済環境は大きく変化してきている。

一方で、多摩地域は、先端技術産業や数多くの大学・研究機関の集積、豊かな自然環境などを活かした特色ある都市づくりが可能な地域であり、平成 25 年度には、多摩東京移管 120 周年という節目にあたり、多摩の魅力を再発見するとともに、全国に多摩の魅力を発信する「多摩の魅力発信プロジェクト」を実施している。こうした多摩の持つポテンシャルを、従来とは違った視点で捉え、新たな将来像を策定し、これから進むべき方向を明らかにすることが求められている。

こうしたことを踏まえ、都においては「新たな多摩のビジョン」が策定されたところであるが、「新たな多摩ビジョン」で示された多摩の進むべき大きな方向性に着実に歩みを進めていくためにも、都の具体的な多摩振興計画である「多摩振興プロジェクト」の改定を図りたい。

「多摩振興プロジェクト」の改定にあたっては、市町村はもとより、民間企業やNPO等の地域の形成・発展を担う多様な主体とも十分な意見交換を行うとともに、相互の共通認識の醸成を図りたい。

以上のことを踏まえ、以下の事項について、積極的な施策の推進を図るとともに、施策の実施にあたっては、取り組みに地域格差が生じないように留意されたい。

1 新たな財政的支援の創設について

改定後の「多摩振興プロジェクト」に基づき市町村が実施主体となる事業については、市町村の裁量により柔軟な活用ができる交付金等、これまでのような財政的支援の形（事業補助金）ではなく、地域の実情に即した取り組みが講じられるような財政的な枠組みを創設されたい。

2 立川広域防災基地は、南関東地域の防災拠点であり災害発生時の中継・集積拠点として位置付けられており、広域防災基地から多摩川対岸の中央高速自動車道、国道 20 号線バイパス及び甲州街道へのアクセス性を高める路線の整備を推進すること。

3 24 年 11 月に「東京都地域防災計画」が改訂され、25 年 5 月には、多摩・島しょ地域の特性を踏まえ、都と市町村が連携した取り組みを進めるため、「多摩・島しょ地域の防災対策」が策定された。

については、計画に基づき、災害に強い街づくりの推進と地域防災対策の強化を積極的に推進するとともに、市町村の取り組みへの支援を図られたい。

- 4 多摩地域における伝統文化の保全に対する支援を講じるとともに、多摩の魅力を増進するための文化振興策を推進すること。

2 社会保障・税番号制度の円滑導入のための支援

平成 25 年 5 月、第 183 回通常国会において共通番号関連 4 法案いわゆるマイナンバー法案が成立した。

社会保障・税番号制度は、すべての国民や法人が対象となることから、円滑な導入のためには、施行までの間に、国民等に対する十分な周知を行い、理解を得ることが不可欠である。

また、市町村においては、法定受託事務として広範な業務を担うこととなり、制度導入までの間において、セキュリティ対策を含め、万全の準備を行う必要がある。

これらのことから、以下の事項について、国に対して働きかけるとともに、都においても市町村への情報提供や技術支援を講じる体制を確立されたい。

- 1 本制度の利用範囲は、導入当初においても社会保障分野、税分野、災害対策分野と多岐にわたり、すべての国民や法人が対象となることから、導入に当たって混乱が生じることのないよう、国は責任を持って十分な周知を行うこと。
- 2 社会保障・税番号制度の導入や運営等に関し、市町村に対し新たに生じる費用については、そのすべてについて、国の責任において万全の財政措置を講じること。財政措置にあたっては、地方交付税によらず、すべての市町村に財政措置が可能となる方策を講じること。
- 3 市町村における円滑な準備のため、制度の詳細等について、早急に必要な情報提供を行うこと。特に、準備に時間を要するシステムの仕様等については、国の責任において早期に示すとともに、技術的な支援体制の確立を図ること。
- 4 制度の運営にあたって、特に導入当初においては、市町村の窓口におけるトラブルが予想されることから、マニュアル等を国の責任において早期に示すこと。

3 「2020年の東京」の実現

「2020年の東京」の実現にあたっては、関連する各種計画について、市町村の意見を反映して実施するとともに進捗状況に関する情報を提供すること。また、事業の実施後についても、その成果を検証し、市町村に新たな財政負担が生じないよう十分に配慮すること。

1 公共施設等の耐震化及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

公共施設等の耐震化の推進は、災害発生時の安全性の確保にとって不可欠であるが、財政負担も大きく、耐震化が十分に進んでいない。このため、市町村が取り組む公共施設等の耐震化に対し、技術的・財政的支援を講じられたい。

- (1) 小中学校は、災害発生時には児童生徒の安全を確保するばかりでなく、地域の避難所として重要な機能を果たす役割を担っていることから、補助制度を継続されたい。併せて、保育園や児童館、学童クラブ、地域センターなどの公共施設のほか、廃校施設を利用し普通財産として活用している施設で、学校と同様に地域の避難所に指定している施設などの耐震化工事についても財政支援を実施されたい。

また、今後、体育館天井の照明器具、バスケットゴールなど非構造部材の落下防止対策が急務であることから、平成25年度に創設された非構造部材の耐震化工事に対する補助制度の継続を図るとともに、対象を保育園などの公共施設等にも拡大し、小中学校と同様に、財政支援を実施されたい。

- (2) 災害発生時には、緊急輸送道路の確保が不可欠である。このため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けて、現在の財政支援期間の延長及び更なる財政支援の充実を図られたい。また、国に対しても財政支援を要請されたい。
- (3) 震災時におけるライフラインとしての飲料水を確保するため、水道管の耐震化の整備と緊急時の給水計画を早急に推進されたい。
 - ① 古くなった水道管や継手を耐震性の高い材質に取換えるなど、早急な整備充実を図られたい。特に、震災時に重要となる避難所までの管路を早急に耐震化されたい。
 - ② 都の水道事業へ未統合の市では、厳しい財政状況のもと、独自財源によって事業を行っている。このため、都として独自の財政支援を図るとともに、国に対し、補助要件を緩和するよう働きかけられたい。
 - ③ 震災による長期断水等を想定し、多摩地域の給水人口に対応した給水車の配備等を更に拡充し、安全な飲料水の供給について対応策を講じられたい。
 - ④ 多摩地区の上水道用地下水の積極的な活用と、取水井戸の維持管理の充実を継続し、安全な飲用水の広域的な確保を図られたい。

⑤ 地下水割合の維持拡大と取水停止時の地下水による給水が可能となるよう運用の整備を図られたい。

2 災害時要援護者対策について

災害時要援護者対策として共助の仕組みを構築するためには、名簿の更新や個別計画を見直すなどの業務が必要となることから、長期にわたる財政支援を図られたい。

3 土砂災害対策の更なる推進と身近な緑の保全

「土砂災害警戒区域」の指定区域の中には、住宅地開発がなされている一方で、貴重な緑が残っている多摩川由来の崖線も含まれており、崖線の緑を保全しつつ、がけ崩れ防止対策を行う必要がある。そのため、都と関係市町村が連携し、一体的に取り組めるよう、技術及び財政支援を図られたい。

4 いつ起きるかもしれない危機への備え

東日本大震災や中国に端を発する鳥インフルエンザのように、市町村単位での対応が困難となるような、予期できない危機への対応が相次いでいる。

このような事態が発生した場合、広域での対策が有効であることから、都の主導による市町村と連携した迅速な対応と物資や人員を支援し、情報を共有する体制の構築をされたい。

また、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による放射性物質の飛散を受けて、多くの住民が日常生活や健康への影響について不安を抱いている。引き続き大気、土壌、上水、地下水等の放射線量の的確な測定の実施と監視体制を強化するとともに関係情報の整理を行い、住民への正確な情報提供と基準値を上回った場合の、都の対応策を示されたい。

5 再生可能エネルギーの利用拡大

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を発端として、再生可能エネルギーの利用拡大が求められている。そのため、都にあっては、市町村が公共施設に再生可能エネルギー施設を導入する際に、技術及び財政支援を図られたい。また、再生可能エネルギーの非常用電源確保への活用という観点から、公共施設への蓄電池の導入推進に向けた積極的な支援を図られたい。

6 環境負荷の少ない地域づくりに向けた施策展開

(1) 低公害車・低燃費車の導入や、生ごみを活用したバイオマスエネルギー、太陽エネルギー等の活用、公共施設の高気密・高断熱化等による、地域における省エネルギー・新エネルギー施策の展開など、「低炭素で高効率な自立の分散型エネルギー社会を創出する」ための積極的な展開を図られたい。

また、自転車は環境に与える負荷の少ない移動手段であり、交通ネットワークの一環となるよう関連施策の充実などの取り組みに対する積極的な支援を引き続き図ら

りたい。特に、自転車と歩行者の安全に配慮した自転車専用道の整備、駐輪場対策等に対して積極的な支援を図られたい。

- (2) 24年12月に施行された「都市の低炭素化の推進に関する法律」に基づく、市における「低炭素まちづくり計画」の策定に対し、支援を図られたい。

7 新たな緑の創出に対する支援と緑の保全に対する施策の充実

新たな緑の創出のため、公共・民間を問わず施設の屋上、壁面等の緑化、公立小中学校の校庭の芝生化を推進すること。特に、芝生整備後の維持管理に対する支援を充実すること。また、無電柱化は緑のネットワークと一体的に推進する必要から、都道における速やかな事業の促進と、市町村道における無電柱化事業推進のための財政支援を一層図られたい。

8 交通インフラ並びに都市計画道路の整備促進

- (1) 多摩地域が都市間相互の連携強化による自立的な都市圏の形成に向けて発展していくためには、都市基盤の整備が課題となる。

都市間の連携を図る基幹的システムである多摩都市モノレールの次期整備路線に位置付けられている箱根ヶ崎方面への延伸について、早期実現に向け事業化を図られたい。

また、米国投資ファンドによる西武ホールディングス株式公開買い付けは失敗に終わったものの、西武鉄道の各路線の廃止をめぐる動きについては今後も注視していかなければならない状況である。鉄道事業については公共性も高く、沿線市に限った問題ではないことから、都においても関係自治体等からの要望があった場合には、関係者の連絡協議の場を設けるなどの対応を図られたい。

- (2) 多摩の道路ネットワークの整備については、多摩地域の南北主要5路線や東西主要4路線などの幹線道路について、沿道環境に配慮しつつ、積極的な整備促進を図られたい。また「多摩地域における都市計画道路の整備方針」（第三次事業化計画）で示された都施行路線についても、着実な整備を図られたい。

なお、都施行路線以外の区間においても、協力、支援などの措置を講じられたい。

9 広域的な産業拠点の育成

多摩地域を広域的な産業拠点として育成するためには、それぞれの地域特性を生かした産産・産学・産金の連携が不可欠である。

これらの連携を強化するために、都有地活用や企業誘致奨励金制度の創設等による企業の立地促進及び多摩地域に数多く立地するものづくり中小企業と大学等の中核機能を担う産業交流拠点の整備に向けて、積極的な支援と早急な実現を図られたい。

10 郊外型広域物流拠点の誘導・形成の促進

多摩地域での物流機能の拡大・強化は、地域の経済、社会、文化の発展、物流コスト

の低減、交通渋滞の緩和や生活環境の改善に大きく寄与するものと考えられる。一方、既に中央道や圏央道のインターチェンジ付近においては、物流企業の進出による新たな環境問題・交通問題の発生が危惧されている。

については、多摩地域の環境問題や交通問題を考慮した物流拠点形成の早期実現に向け、都として主導的な役割を担い、積極的な推進及び支援を図られたい。

11 保育サービス創出による待機児童の解消

都は、「24年度からの3年間で保育サービス利用児童数を2万4千人分増加させる」としている。このため、保育所の増改築等による定員の見直しや、認証保育所の整備促進、認定こども園への移行支援など保育サービス利用児童の増加に向けた取り組みの支援については、市町村の実態に合わせた制度とし、あわせて研修の充実などによる人材育成の取り組みについて、公立・私立にかかわらず、積極的な支援をすること。

12 地域のスポーツ活動の支援

スポーツ祭東京 2013（東京多摩国体）開催や 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会招致決定等を契機に、地域のスポーツ活動が高まることが期待される中、子どもの体力向上の促進、誰もが生涯にわたってスポーツに親しみ、身近にスポーツを楽しむことができるハード・ソフト両面の環境づくりが求められている。

誰もが身近にスポーツを楽しむためには、受け皿となるスポーツ施設が必要不可欠であり、新たなスポーツ施設の整備及び施設の機能高度化のための大規模改修に対し、財政支援を図るとともに、引き続き、国に対して国庫補助の充実を要望されたい。

また、総合型地域スポーツクラブ等の設立、運営に対しての継続的な支援を図られたい。

あわせて、オリンピック・パラリンピックのメダリストを招いてのスポーツイベント等の開催について、補助制度を創設されたい。

13 都市型水害に対する安全性確保

近年、頻発している局所的な集中豪雨により、内水氾濫による水害が発生している。

このため、都市型水害に対する安全性の向上を図るべく、多摩地域における都が管理する河川の整備などを早急に講じられたい。

4 市町村総合交付金制度等総合的財政補完の充実強化

市町村の行政水準の向上、公共施設の整備促進等を図り、震災対策、ごみ減量・リサイクル推進、少子高齢化対策などの緊急課題に対する市町村の財政負担に対応するため、財政補完制度について積極的な措置を講じられたい。

1 市町村総合交付金制度は、市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図る目的で創設されたもので、市町村財政にとっては重要な財政補完制度であり、制度創設以来、交付金総額は年々増額が図られている。

市町村においては、きわめて厳しい財政状況の中、行財政改革の積極的な推進により経営健全化に努めているところであるが、特別区との間でさまざまな施策の差が生じている。このようなことから、引き続き長期安定的な財源の確保に向けて、より一層総合的財政補完の増額を図られたい。

- (1) 市町村への配分にあたっては、市町村の自主性、特殊性を尊重するとともに、市町村と十分協議し個別事情がよりの確に反映できるよう努められたい。
- (2) 基盤強化分 45%、振興支援分 55%という構成割合については、年度ごとの社会経済情勢等により、基盤強化分と振興支援分の配分割合を柔軟に調整できる制度とされたい。
- (3) まちづくり振興割は、市町村の公共施設整備に要する経費の財源補完制度として設けられ、市町村が公共施設整備を図るうえで、大きな役割を果たしている。については、制度設置の趣旨に照らし、公共用地取得事業等について対象経費に算入することも含め、市町村の財政負担の大きい項目等、より活用しやすいように適用事業を拡大されたい。
- (4) 経営努力割については、これまで取り組んできた経過・成果を踏まえ、市町村における行財政改革の一層の推進につながるよう、各市の取り組みが公平に反映されるような算定方法の確立及び算定式の公表や問題点の明確化等具体的な説明を行われたい。
- (5) 特別事情割については、対象事業の拡大を図るとともに、市町村の個別事情をより広範囲に反映できるよう努められたい。
- (6) 各種事業実施にあたり、相応の事由により事業の繰越をせざるをえない事態が発生する。この場合、現行の制度では、市町村総合交付金の繰越は認められていないことから、一般財源での措置に切り替えるほかなく、計画的な財政運営を行ううえで、大きな障害となっている。特に市町村土木補助については、繰越制度が採られているこ

とからも、市町村総合交付金についても、市町村個別事情もあることから、実情に見合った措置を講じられたい。

(7) 交付決定の早期化及び事務の簡素化を図られたい。

2 区市町村振興基金制度（以下「振興基金制度」）は、区市町村及び公営企業の公共施設整備事業の財源として、国の地方債制度を補完し、公共の福祉増進に大きな役割を果たしている。

都は振興基金制度の拡大、条件緩和等を進めてきているが、以下のとおり改善に努められたい。また、国に対し地方債制度における改善を働きかけられたい。

(1) 対象事業の更なる弾力化とともに、貸付額の確保に努められたい。

(2) 貸付利息の減免及び特別利率貸付の対象の拡大について引き続き努められたい。また、借換えについては、平成 20 年度に一定利率以上の借入れを対象に実施されたところであるが、高利なものを対象に、再度実施されたい。

(3) 任意の繰上償還を積極的に認められたい。また、繰上償還や借換えについて財政力指数等の要件撤廃を図られたい。また、国に対し、地方債の繰上償還、借換え制度の継続を働きかけられたい。

(4) 各種事業実施にあたり、相応の事由、特に震災の影響などにより人員の確保や資材の調達が難しく事業の繰越をせざるをえない事態が発生している。この場合、現行の制度では区市町村振興基金の繰越は認められていないことから、一般財源での措置に切り替えるほかなく、計画的な財政運営を行ううえで、大きな障害となっている。計画的な財政運営を行うため区市町村振興基金についても繰越制度等実情に見合った措置を講じられたい。

5 地方分権の推進における都の支援

真の地方分権を推進する上での重要な課題は、「国と地方の役割分担の明確化」である。このことは、広域自治体である都と基礎自治体である市町村の関係にもあてはまる。

地方分権改革にあっては、事務事業の権限と、これに見合った財源の大幅な移譲により、地方の実情に即した各種政策を、その地域の責任と判断で実施することが必要である。

都においては、真の地方分権改革の実現に向け、国と地方の役割分担の明確化と改革の基礎となる確固たる税財源の移譲が実現するよう、引き続き、市町村と連携して国への働きかけを実施されたい。

更に、「条例による事務処理特例」により移譲する事務の提案に当たっては、市側の意向を十分尊重されたい。また、市側が移譲を望む場合の提案・協議方法等について、ルールづくりを図られたい。

1 都から国への働きかけについて

次の点について、国へ強く働きかけられたい。

- (1) 平成 25 年 3 月に新たに地方分権改革推進本部が設置され、現時点では、権限移譲等の検討が先行している。

今後は、真の地方分権改革の実現に向け、国と地方の役割分担の明確化を図るとともに、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分として、当面、税源移譲による国と地方の税源配分「5 : 5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、地方自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を確保するため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築及び課税自主権の拡大を図ること。

- (2) 地方分権改革を着実に推進する観点から、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 3 次一括法）の公布に伴い、以下のことに留意すること。

- ① 第 3 次一括法に盛り込まれた事項にとどまらず、権限移譲については、今後も、地方の意見を十分に聞いて反映させていくとともに、条例委任による従うべき基準の原則排除など、国の関与の更なる縮減を図ること。

- ② 第 3 次一括法により市町村に移譲される事務に係る財源措置は、これまでのような地方交付税措置によらず、すべての地方自治体に対し、必要な財源が措置できる方策を講じること。

③ 地方自治体が条例化などに向けて、十分な時間的余裕を持って検討等が行えるよう、早めの情報提供など適切な措置を講じること。

(3) 国は、25年度地方財政計画において、国家公務員の給与削減措置に倣い、地方公務員の給与の削減を求めるとともに、地方交付税の削減を決定した。地方公務員の給与は、地域の実情などを総合的に判断し、地方自治体で主体的に決定するものであり、地方固有の財源である地方交付税を地方公務員給与削減のための政策誘導手段として用いたことは、財政自主権を蔑ろにするものであり到底容認できるものではない。

また、昨今、政府は、幼稚園保育料を26年度以降、第3子から無償化する方針を決定したほか、「骨太の方針」では、地方財政の歳入・歳出面での改革などが打ち出されている。

これらのような、地方行財政や自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、国が一方的に方針を決定するのではなく、事前に「国と地方の協議の場」において十分な協議を行ったうえで決定すること。

(4) 地方交付税については、地方自治体が直面している介護、子育て等社会保障などの経常的行政サービスや、道路・橋梁・学校等の改修費用の増大などの財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ、財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

また、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げなど、交付税制度の抜本的な見直しにより対応すること。

(5) 国の一括交付金（地域自主戦略交付金）は「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（25年1月11日閣議決定）を踏まえ、廃止され、各省庁の交付金等に移行することとなった。移行にあたっては、現状の財政調整制度の水準を下回ることなく、かつ継続事業の着実な実施に配慮するとともに、算定項目が実質的に縛りとならないよう、市町村との合意形成を図ったうえで地方分権改革の本旨に沿った制度にすること。

2 都の支援について

地方分権推進のため、都は更なる支援をされたい。

(1) 国庫補助負担金、一括交付金の廃止に伴う各省庁の動向については、都の関係局から市町村の所管部に迅速かつ的確に情報提供を行うこと。また、制度の改正により、仮に、国の補助負担率の引き下げが行われた場合には、市町村負担が従来よりも過大になることから、都民サービスの低下につながらぬよう、適切な支援を講じること。

(2) 第3次一括法における事務権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大等については、1次・2次一括法と同様に、説明会・学習会の開催、職員の派遣・受け入れ、事務処理マニュアルの作成、関係条例等の提示など、広域自治体としての都が主導的に市町村との調整役を果たし、地方分権に伴う新たな業務について人的・

技術的支援を図られたい。また、権限移譲に伴う、サービス提供の実施主体の変更により、都民に混乱を招かぬよう広報を行い、円滑に事務移行が行えるように市町村と調整を行うこと。更に、移譲後の事務についても引き続き協力・支援関係を継続されたい。

3 「条例による事務処理特例」について

市町村側が、事務・権限移譲を希望する場合の提案・協議方法にかかる手続きについては、引き続き検討・調整を行い、市町村の意見を踏まえたうえで、早期に規定等の整備を図ること。

6 公共施設修繕・保全計画への支援

公共施設の多くは、高度成長期を中心とした 1960 年代から 70 年代にかけて整備され、築後 30 年以上経過する施設が急増している。施設の維持更新のための費用が集中的に必要となることは明らかであり、既に、多くの自治体で、ストックマネジメントにより公共施設の長寿命化や効率的な運用・管理・更新を図り、財政負担を軽減する取り組みが始まっている。

都では、平成 20 年から「大規模施設等の改築・改修に関する実施方針」により取り組みを行っている。そのノウハウを活かし、各市がストックマネジメントを取り入れた公共施設の修繕・保全計画を策定する際の技術支援を図られたい。

更には、各市の事業実施に対し、東京都区市町村振興基金の特別利率の適用などによる財政支援を講じられたい。

7 自然災害に対する防災体制の確立

東日本大震災の教訓や被害想定の見直しを基に、地震など大規模な災害時及び風水害など突発的な災害時に対応できる行政区域を越えた広域的な災害協力体制の早期構築を検討されたい。

1 帰宅困難者対策について

- (1) 帰宅者の多くが鉄道各線の駅周辺に集中することによる混乱を未然に防ぐため、速やかに支援施設へ誘導できる体制を整える必要がある。主要駅沿線自治体が所有する公共施設を災害有事に提供する体制を整え、帰宅支援マップを作成するなど、公共交通機関利用者への安心確保に努められたい。
- (2) 都では、帰宅困難者の一時滞在施設として、大規模集客施設等へ協力要請を進めているが、帰宅困難者が集中する幹線道路沿いにおいて受け入れ可能な施設がない地域では、帰宅困難者の滞留が想定されるため、公的な一時滞在施設等の整備に努められたい。

また、「災害時帰宅支援ステーション」の拡充と積極的なPRを要望する。

- (3) 東京都地域防災計画において、帰宅困難者一時滞在施設として指定している都が所有・管理する施設を増やすとともに、職員体制の強化及び教育施設における帰宅困難者への支援体制の構築を確立されたい。また、一時滞在施設としてだけでなく、避難所としても活用できるよう開放されたい。

2 災害時緊急対応情報の提供について

被災による非常時においては、基礎自治体が入手できる情報に限度がある。このため、広域的観点から都が信頼性の高い情報を提供するなど、混乱を回避する手段について、体制の構築を検討されたい。

3 広域的な連携体制の更なる強化について

平成 24 年 4 月に発表された東京都防災会議による首都直下地震の被害想定の見直しでは、地震の危険性が高まっている可能性があるとしてされている立川断層帯地震が新たに被害想定に加わった。

多摩地域がこれまで以上に大規模な被害想定に見直されたこと、並びに多摩地域特有の土砂災害等風水害への対応も必要なことから、多摩地域と区部と都の連携体制を更に強化させるため、今後連携体制のあり方について事前に協議する場を設定されたい。また、仮設住宅の建設及び確保については、予め都有地、国有地の活用も含め十分に検討されたい。

8 防災事業の充実と財政措置等の確立

東日本大震災や平成 24 年 4 月に発表された首都直下地震による被害想定の見直しにより、防災事業の重要性が高まっているところから、防災事業の充実及び積極的な財政措置等を図られたい。

1 ヘリポートや備蓄倉庫等防災施設の充実に努められたい。

緊急時や災害時に孤立する恐れがある地域での救助活動や、山林火災の消火活動のため、災害対策用ヘリポートの設置が必要であることから、整備促進に努められたい。

また、被害想定の見直しにより備蓄物資をより多く同時に分散して保管しなければならない状況が想定されるため、都において備蓄物資の保管場所を積極的に確保されたい。

2 警察、消防、自衛隊、関係機関との広域的な情報連絡・相互協力体制の充実を図られたい。特に、個々の警察・消防・自衛隊との情報連絡体制を確立するため、区市町村に対し、都無線の整備状況及び都無線番号の情報を提供されたい。

3 市町村は、災害発生時等における住民への情報伝達手段の一つとして防災行政無線を整備しているが、地理的、地形的要件によって、すべての住民に伝達内容を伝えることが困難な状況となっている。この解決に向けて、防災メール等の新たな情報伝達システムを開発するなど各自治体で情報伝達を行える体制の支援を図られたい。

4 消防団、自主防災組織が使用する施設等や、総合防災訓練、自主防災組織の育成に対する財政措置を拡充されたい。

東日本大震災を受けて補助事業等も複雑化していることから、国や各種団体の助成制度に変更が生じた場合については、市町村に対し速やかに情報提供されたい。

5 公共建築物は災害発生時に避難所や支援物資の保管等を行う重要な施設となることから、耐震改修並びに非構造部材の耐震化について積極的な支援を図られたい。

6 ヘリサイン（公共施設名称の屋上表示）整備促進に向け、補助制度を創設されたい。

7 市町村が地域防災計画を修正する際の事前調査等に対する助成制度を創設されたい。

8 指定避難場所への防災備蓄品の購入について、都による補助制度を創設されたい。また、地方交付税の算定基礎の充実について、都は国へ働きかけられたい。

9 災害発生後の被災者の生活再建支援を迅速かつ円滑に行うために、「り災証明発行システム」を市町村が導入する際には、その費用について財政支援を図るとともに、都は国に対し補助制度の創設を働きかけられたい。

9 安全・安心まちづくりの取り組みに対する支援措置の充実

400万人の人々が暮らす多摩地域の安全な生活を維持するうえで、警察の果たす役割は極めて重要であり、更なる犯罪防止対策や交通安全対策の充実・強化を図られたい。また、市町村においては、児童・生徒や女性・高齢者を狙った事件や無差別犯罪の発生の状況を受けて、安全で安心して暮らせるまちを実現するための、犯罪防止施策や市民の防犯活動が活発化している。これらの施策や市民活動に対する組織的・人的支援を含めた支援措置の更なる充実を図られたい。

また、平成23年1月に策定された「東京都犯罪被害者等支援計画」に基づく犯罪被害者等に対する支援について、身近できめ細かな支援が受けられるよう充実を図られたい。

更に、都において23年10月1日に「東京都暴力団排除条例」が施行されたのをはじめ、多摩地域でも多くの市町村が同様の条例を施行している。今後の運用にあたっては、暴力団追放運動推進都民センターや警視庁の相談窓口との連携を強化されたい。

- 1 人口が急増する地域においては、治安の維持を図るため、警察署、交番等を増設するとともに、交番の警察官の常駐化を図られたい。また、駅周辺地域の環境浄化のための住民、地域団体等のパトロールへ警察官が同行するなど治安対策活動を支援するとともに、警察官の巡回等による取り組みを強化されたい。
- 2 児童・生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えるための市町村の施策に対する支援の充実・強化を図られたい。また、それを支える市民活動と連携した警察官の巡回等による取り組みを強化されたい。
- 3 犯罪被害者を支援するための総合相談窓口を、新宿区の被害者支援都民センターだけでなく、多摩地域にも開設し、支援の充実を図るとともに、市町村での相談窓口との連携が進むよう身近できめ細かな支援を推進されたい。
- 4 地域や商店街などに設置される防犯カメラは、設置地域で発生した事件のみならず、広域的な捜査活動にも大きな効果をあげている。については、都の補助事業を活用して地域団体が設置した防犯カメラ設置後の維持経費に対する補助制度を創設するなど、継続的な支援を図られたい。
- 5 各市町村が暴力団排除条例の運用をしていくにあたり、暴力団とのトラブルや住民の不安を解消するため、暴力団追放運動推進都民センターや警視庁の各相談窓口との連携の強化を図られたい。また、有事の際の相談の充実や迅速な対応が図られるよう、暴力団追放運動推進のための機能を多摩地域にも配置されたい。

横田基地等の周辺自治体のまちづくり等に係る援助、多摩サービス補助施設の返還及び共同利用の促進、航空機騒音調査・騒音対策の充実並びに生活環境整備などの施策を講じられたい。

1 横田基地周辺自治体のまちづくり等に係る援助施策

横田基地は、市街化された住宅密集地にあり、また周辺自治体の行政区域を分断する形で広大な面積を占めており、これまで周辺自治体が、航空機騒音などにより、まちづくりや生活環境面で受けてきた影響は計り知れないものがある。

また、在日米軍再編や航空自衛隊航空総隊司令部移転に係る横田基地の態様の変化は、基地周辺自治体に多大な影響を及ぼすものである。

については、都において、基地対策の一環として周辺自治体のまちづくりの支援に一層努めるとともに、周辺自治体と連携し、情報の入手と提供に努められたい。

2 航空自衛隊航空総隊司令部の横田基地移転

米軍再編に伴い、航空自衛隊航空総隊司令部の横田基地への移転が平成 24 年 3 月 26 日に完了し、運用が開始されている。航空機の飛来については周辺の平穏な生活に配慮し、必要最小限の飛行に止めること、また、航空自衛隊航空総隊司令部の運用及び基地の運営に際しては、周辺住民の不安及び基地周辺環境への影響を最小限に止めるため、現状を超えた基地機能を強化しないこと、加えて周辺住民との十分な意思疎通に努めるとともに、周辺自治体に対し、適時、的確な情報提供を図るよう働きかけられたい。

3 垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイの配備

オスプレイについては、安全性に大きな懸念があることから、現段階においては、横田基地への飛来がないよう、基地周辺自治体と連携して、引き続き米国に働きかけるとともに、関係自治体や地域住民に対し、事前に十分情報提供するよう働きかけられたい。

4 多摩サービス補助施設の返還及び共同利用の促進

多摩サービス補助施設は、軍事目的でない米軍のゴルフ場やキャンプ等野外レクリエーション施設として利用されている。永年にわたり地元としては、全面返還を求めてきたところであるが、未だ実現には至らず、施設の一部利用が認められているものの、ごく限られたものとなっている。については、同施設返還に向けた取り組みを強化するとともに、返還までの当面の対応として、利用の要件緩和と米軍との更なる共同利用が可能となるよう、都において、関係機関に対し強く要請されたい。

また、返還後の使用については、貴重な自然を保全した公園整備等、地元市の要望を

踏まえて、十分な協議をされたい。

5 航空機騒音調査及び騒音対策の充実

- (1) 都内及び周辺基地に配備されている自衛隊機について、航空法で定められている最低安全高度が遵守されていないと思われる状態が散見されるため、高度測定等実態調査を実施されたい。
- (2) 基地の航空機騒音について固定測定点の増設を図り、艦載機による飛行訓練の臨時騒音測定を実施されたい。

- ① 航空機離発着コース直下の自治体において、都は固定調査・分布調査を行い、騒音の実態調査に努められているが、軍用機の飛行コース、飛行時間は不規則であることから、訓練時の旋回飛行コースを含め、騒音の全容把握に、より一層努められたい。

また、25年4月より、航空機騒音に係わる環境基準が、現行のWECPNLからLdenに変更されたことにより、騒音測定に関する機器の購入及びリース料金、委託経費等、関係市には新たな費用負担が生じた。今後も引き続き負担が見込まれることから、財政支援の新設・拡充及び各種助成制度を国に要請されたい。

更に、騒音レベルはこれまでと変わらないものの、評価値に影響が出ている場所がある。特に飛行コース直下においては、WECPNLの評価値とLdenの評価値で大きな差が確認されている。都においては、引き続き固定調査、分布調査を行うことを要望するとともに、WECPNLとLdenによる評価について、その評価の違いを検証するよう、併せて国に要請されたい。

- ② 立川基地及び入間基地では、自衛隊機による1時間あたり10機を超える集中的飛行、大規模編隊飛行による騒音が著しい状態となっている。また、厚木基地には高出力のスーパーホーネットが配備され、著しい騒音が発生している。については、通常コース以外の旋回飛行等を含めた飛行実態を十分に把握し、騒音の全容を把握できるよう、固定測定点の増設を図られたい。
- ③ 市街地の中心に存在する立川基地及び朝霞基地について、ヘリコプターの基地間移動時の飛行経路に偏りがあるため、飛行回数が集中する場合の騒音・振動の軽減を図るよう国に要請されたい。
- ④ 厚木基地は都外に所在していることから、特に部品落下等の事故や配備情報については、市に情報が到達するまでに時間がかかっているため、都においては、積極的な情報収集に努められたい。
- ⑤ 航空機騒音測定に関する経費の助成制度を創設するとともに、国に対しても財政措置を要請されたい。
- ⑥ 市街地上空での飛行訓練は、騒音被害はもとより大惨事にもつながりかねないた

め、航空機やヘリコプターの低空での訓練飛行、夜間飛行訓練、艦載機による飛行訓練等の中止を引き続き国に強く要請されたい。

- ⑦ 26年までに完了するとされていた厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐が、29年頃に延期の見込みとなったが、町田市において航空機騒音の主たる原因となっていることから、艦載機の移駐は、当初の予定通り、26年までに完了するよう、国に要請されたい。

6 生活環境整備対策

都は、基地周辺自治体の生活環境整備対策を推進するため、今後も関係自治体との連携・協議を強化するとともに、国に対して、国防政策上の対策であるという観点に立ち、各種の被害防止対策や財政措置の充実強化について要請されたい。特に、ヘリコプターを含む航空機の排ガスによる環境汚染調査並びに航空機騒音等による基地周辺住民の健康という面から、健康調査を実施し、実態の把握をされたい。

また、米兵及び軍属による事件の再発防止と綱紀粛正の強化について、都は各基地司令官に対し引き続き要請されたい。

11 子育て環境の充実

子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み育てることができるよう、市町村は様々な子育て環境の充実のための施策を展開しているが、積極的な支援策として、次の事項について充実強化を図りたい。

1 都から国への働きかけについて

- (1) 国が進める子ども・子育て支援新制度については、確実な恒久財源を得て実施すること。
- (2) 児童扶養手当については、公的年金との併給制限を見直し、制度の拡充を図ること。
- (3) 国の医療制度として、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度を創設すること。
- (4) 次世代育成支援対策として、総合的な子育て環境の充実に対する財政措置の充実強化を図ること。
- (5) 保育所の運営費について、延長保育、病後児保育等を含め補助制度を一層充実すること。
- (6) 子ども家庭支援センターを児童福祉法施行規則第6条に基づく児童福祉司の任用資格における指定施設にすること。

2 都の支援・財政措置について

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施にあたっては、都における財政支援と技術的支援が不可欠であることから、広域調整も含め積極的な対応を図ること。
- (2) 子育て推進交付金総額の増額や子供家庭支援区市町村包括補助事業における補助率の引上げなど、積極的な支援策を講ずること。
- (3) 相談機能の充実及び児童虐待への対応強化を図るため、虐待対策コーディネーターの配置については現行の措置のような時限的な措置ではなく、恒久的な措置とするよう見直しを図ること。
- (4) 児童虐待等に対して迅速かつ組織的に対応するため、児童相談所の職員の増員と機能の更なる充実強化を図るとともに、人口や地域性を踏まえ、保健所等を活用した児童相談所機能の強化を図ること。
- (5) 乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度について、区部が所得制限を撤廃している状況に対して、市部では義務教育就学児医療費助成制度において20市が所得制限を設けており、同じ都民でありながら、地域間格差が生じている。この事実を鑑み、東京都に暮らす子どもに等しく福祉が行き渡るよう、都制度による所得制限の撤廃及び補

助率の引き上げ等を検討すること。

- (6) ファミリー・サポート・センター事業については、子供家庭支援区市町村包括補助の対象となっているが、10年の時限措置となっている。この事業の拡大により、地域での子育て支援の充実が図れることから、11年目以降も補助の対象とすること。

12 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助の拡充等

私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助制度について、所得制限の撤廃及び補助単価の見直しによる補助制度の拡充を図りたい。

また、国の幼稚園就園奨励事業について、事業実施自治体に超過負担が生じていることから、十分な財源を確保するよう国に対して強く要望されたい。

1 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助制度について

- (1) 私立幼稚園の占める割合の多い多摩地域においては、同制度が少子化対策に果たす役割が大きいことから、その効果をより高めるため、所得制限の撤廃について検討されたい。
- (2) 補助の対象となる世帯においても、保護者負担について、所得階層区分により大きな差が生じていることから、そのアンバランスの是正のため、補助単価についても見直しをされたい。
- (3) 補助の対象は、「保護者が負担する保育料」と限定されているため、入園時に支払う入園料は、園児世帯の家計に大きな負担となっている（26市の3～5歳児平均入園料85,074円）。入園料についても国の幼稚園就園奨励費補助と同様に補助対象とされたい。

2 幼稚園就園奨励費補助金について

国の幼稚園就園奨励事業について補助率は「幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」に1/3以内とあるものの、国の予算不足から年々割り落とされ実質1/4以下にまで減額されており、市の財政負担が非常に大きくなっている。ついては、必要な予算を確保し、確実な交付をおこなうよう、国に対して強く要望されたい。

13 公立学校施設の改築、改修及び増築に対する補助制度の創設及び拡充

公立学校施設は、建築以来 30 年から 50 年を経過するものが多く、老朽化が進んでおり、改築・改修は喫緊の課題となっている。

学校施設の改築、改修及び増築については、国の補助制度はあるものの、都の補助制度がないことから市町村の負担は非常に大きいものがある。

このことから、次の措置を図られたい。

- 1 国に対して補助対象基本額（下限額）の引き下げ、補助率の拡大及び補助対象範囲の拡充など補助制度を更に充実されるよう要請されたい。
- 2 国の設置工事単価が実勢工事単価と乖離していることから、工事に係る補助単価の引き上げを要請されたい。また、単価の引き上げがなされるまで、都において補助制度を創設し、市町村の費用負担軽減を図られたい。

14 特別支援教育推進に向けた支援

特別支援教育の推進のためには、発達障害や臨床心理等の専門家の協力が不可欠であるだけでなく、特別支援教育コーディネーターの役割の重要性が増している。

また、巡回指導にあたる教員等の配置や学校施設の改修等を必要としている。通常学級において障害のある児童生徒を支援する「特別支援教育支援員」を配置する予算を除き、専門家や教職員等の人件費、学校施設の改修等に係る財政支援がなく、市町村の単独予算の負担は増大している。

このため、次の措置を図られたい。

- 1 都教育委員会は、特別支援学校のセンター的機能を充実するため、教員の加配や講師時数の措置を行っているが、通常学校においても特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校と同様に、専任の特別支援教育コーディネーターや巡回指導等のための教員を配置されたい。それまでの間は、特別支援教育コーディネーターの指名を受けた教員の授業時数の軽減を図られたい。
- 2 発達障害や臨床心理等の専門家及び巡回指導等にあたる専門職員を配置されたい。配置されるまでの間、専門家及び専門職員を市が雇用する場合にあっては、それに係る費用について財政支援を図られたい。特に、専門家の支援等に係る経費については、平成24年度から国が「特別支援教育体制整備の推進事業」を創設したことから、都においてもこの制度を活用し、市町村への補助を実施されたい。
- 3 特別支援学級の介助員等の配置に係る費用について、財政支援を図られたい。
- 4 特別支援教育に必要な教室の整備及び備品等の購入費用について、財政支援を図られたい。
- 5 自閉症・情緒障害特別支援学級は、個々の児童生徒によって指導目標や指導内容・方法が異なることから、十分な指導の実現のため、教員配置定数の見直しを図られたい。

15 東京都帰宅困難者対策条例施行に伴う災害時に学校に留め置く児童生徒用の備蓄物資整備に係る補助制度の創設

平成 25 年 4 月に東京都帰宅困難者対策条例が施行され、災害時には、学校等の管理者等は、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じることとなった。

条例では、事業所に留め置く従業員のための備蓄物資の確保については、3 日分の水・食料・その他必要物資の備蓄が努力義務となったものの、都からの通知では、学校に留め置く児童・生徒についても対応するよう求められている。都においては、帰宅困難者対策として、民間の一時滞在施設に配備する備蓄品の購入経費の補助制度はあるものの、学校に留め置く児童生徒のための備蓄物資に対する補助制度がないことから、市町村の負担は非常に大きいものがある。ついては、市町村を対象とした補助制度を創設し、備蓄物資整備に係る財政支援を図られたい。

16 学校施設等の非構造部材の耐震化に伴う対策基準の明確化及び補助制度の拡充

東日本大震災では、学校施設において構造体の損傷が軽微な場合でも、多くの非構造部材の被害が発生したことから、災害時に地域の緊急避難所となる学校施設の非構造部材への対策は喫緊の課題となっている。

学校における非構造部材の対策としては、天井材、照明器具、内外装材、設備器具等の転落防止、窓ガラスの飛散防止などがあげられ、主体構造以外の広い範囲の部材が対象となることから、市町村の費用負担は非常に大きいものがある。

現在、国における学校施設環境改善交付金による防災機能強化事業の補助率は1/3であるが、今後、耐震化を進めるうえで、都及び国においては、非構造部材の点検及び対策基準を示すとともに、補助対象基本額（下限額）の引き下げ、補助率の引き上げなど、補助制度の充実を図られたい。

17 介護保険制度に係る市町村への支援策の充実

都においては、介護保険制度に係る以下の課題解決等に向けて、市町村と調整し、国に対して積極的に働きかけを行うとともに、都独自の施策展開を図るほか、市町村が行う諸施策について、継続的に財政的、技術的支援策を講じられたい。

1 都から国への働きかけについて

(1) 制度の運営に関する事項

- ① 消費税増税に伴う報酬改定が実施される場合は、介護保険者に対する負担軽減特別措置を実施すること。
- ② 被保険者の範囲の拡大及び障害者施策との統合については、十分に議論を尽くし、保険者の意見も反映すること。
- ③ 低所得者対策として、介護保険料は区市町村による弾力的な所得段階の設定等が認められているが、低所得者に配慮した所得段階設定を実施することにより、保険料が上昇してしまうことへの対策と、利用者負担の軽減措置を充実させるなど、低所得者対策の抜本的な検討と見直しを、国の責任において実施すること。
- ④ 介護保険料の算定の基礎が合計所得金額であるため、分離課税所得に係る特別控除及び損失の繰越控除適用前の金額を算定の基礎とすることとなっている。よって、介護保険施行令を見直し、介護保険料の賦課において、分離課税所得に係る特別控除及び損失の繰越控除を適用し、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料との整合性を図ること。
- ⑤ 税制改正を行い、保険料の納付方法（年金天引きと口座振替）による税負担の不均衡を解決すること。
- ⑥ 地域包括支援センターの地域支援事業にかかる経費については、地域の実態に見合った適切な人員を確保するため、介護給付費の2%の上限を撤廃し、必要な費用を国・都道府県・保険者において負担する仕組みに改め、また、介護予防支援事業に係る介護報酬の見直しを行うこと。
- ⑦ 介護保険サービス利用者の通院時の医療機関内での待ち時間等における介護・介助については、介護給付側の負担によることなく、基本的に院内スタッフにより対応されるべきものとして医療関係機関に周知徹底すること。
- ⑧ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の時効の取扱について、医療保険者と同様に、勸奨した日を起算日とするよう介護保険者の時効の取扱いを見直すこと。

⑨ 次期介護報酬改定においては、地域区分の設定について、事業所の健全な運営、介護従事者の処遇改善を踏まえた適正な単価設定を行うとともに、診療報酬における対象地域の設定の考え方を踏襲することなく、大都市における人件費、物件費の高さなどを考慮し、実態に即したものとすること。

⑩ 資格取得後に本来の役割を十分に発揮することのない主任介護支援専門員が散見されることから、主任介護支援専門員のケアマネジメントの質の向上を目指し、質の高い事業所を配置していくために更新制度を導入するとともに、活動状況等に着目した評価を行い、資格取得後の質の向上を担保していくこと。

(2) 財政支援に関する事項

① 安定的な介護保険事業運営を阻害しないよう、財政調整交付金については、国の法定分について確実に交付し、法定負担分と別枠で設置すること。

② 地域支援事業を円滑に実施するため、十分な財源を確保すること。

2 都独自の支援策について

(1) 適切な介護サービスが行われるよう、介護サービス事業者に対する指定・指導監督に伴う、技術的支援を継続的に実施すること。

(2) 生計困難者等に対する介護サービス利用者負担額軽減事業については、サービス範囲の拡大だけでなく、所得基準等の要件の見直しを行い、対象者の拡大を図ること。

(3) 介護保険制度を運営するうえで重要な役割を担い、地域包括ケアを核となって実施する、地域包括支援センターの主任介護支援専門員については、保険者間で技術面、知識面に差異が生じないように、全ての保険者を対象とした、フォローアップ研修を実施すること。

(4) 主任介護支援専門員の資格取得後の資質の向上は個々に委ねられており、学習の機会を自費で各種勉強会や研修会に参加していることから、継続的な学習の機会としての研修会を開催することで、主任介護支援専門員の質の維持・向上を図ること。

介護保険法の改正により新予防給付や地域支援事業等が創設され、介護保険制度は介護と介護予防が一体となった総合的な仕組みへと転換され、一貫性・連続性のある包括的な支援が可能となった。また、地方分権推進の観点から、各種高齢者保健福祉施策が一般財源化となったが、一方で様々な課題も発生している。

都は課題解決に向け、市町村に対する都独自の財政的、技術的な支援を図りたい。

- 1 福祉保健区市町村包括補助事業の再構築により創設された、地域福祉推進区市町村包括補助事業の補助基準額増額、補助率引上げ等、一層の充実を図ること。とりわけ成年後見活用あんしん生活創造事業については、補助基準額の増額を図ること。
- 2 独居老人等高齢者のみの世帯が年々増加していることを踏まえ、安全や安心を確保するため、緊急通報システム導入が課題となっている。
については、補助対象者の要件を緩和すること。また、東京消防庁が提供するシステムでは、利用者にとって制約の多い仕組みのため、現在は対象となっていない民間型のデジタル機器等の購入費についても補助対象とするなど都独自の補助制度の充実を図ること。
- 3 老人クラブ運営費補助金の充実を図るとともに、報告書の様式を、高齢者に分かりやすい様式に変更し、報告項目の簡略化を図ること。
- 4 高齢者虐待防止法の推進を図るため、老人福祉圏域ごとに高齢者虐待防止推進会議を設置するなど、近隣市町村との連携等に対するバックアップ体制を充実させ、研修等を実施するなど、都全域の総合的な推進体制の拡充を図ること。

19 医療保健政策区市町村包括補助事業の充実

医療保健政策区市町村包括補助事業は、市町村が主体的に実施する医療・保健サービス事業に対し支援を行い、その向上を目的に実施されている事業であり、医療・保健サービスの充実に一定の成果をあげている。

しかし、市町村が担う医療・保健サービスは年々多様化していることから、地域の実情に応じ、各分野のサービスの充実を主体的に行う市町村を支援するため、補助基準額及び総上限ポイント数の引き上げなど、引き続き医療保健政策区市町村包括補助事業の充実強化を図られたい。

新たに基本理念を掲げ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行された。障害の有無にかかわらず共生する社会へと前進する一方で、難病等の方を障害者の定義に加え対象範囲が拡大されるとともに、地方分権改革一括法による権限移譲も加わり、市区町村の役割と財政負担が更に大きくなっている。障害者総合支援法のもとで市区町村の障害福祉施策が安定的に運営できるよう、以下のとおり支援を図られたい。

- 1 地域生活支援事業については、改正法では意思疎通支援の強化が求められるなど、事業メニューが増えている。ついては、本来の3/4の補助率に近づけるため、事業の拡大に対応した予算を確保するよう国に対して働きかけられたい。
- 2 平成25年度から新設された「重度訪問介護等の利用促進に係る区市町村支援事業」や、24年度の補助協議申請分をもって終了とされた「障害者施設用地取得費貸付制度」等、市区町村が担いきれない部分を都が補てんする制度の継続と拡充を図られたい。
- 3 相談支援の充実のため支給決定プロセスが見直されたが、相談支援専門員の育成の遅れや、相談支援事業所の財政面の脆弱さが大きな課題となっているため、26年度末までの制度完成は極めて困難である。都においては、研修体制の充実を図るとともに、国に対し、経過措置の期間延長の検討を求めるとともに、事業者が相談支援専門員を安定的に配置できる仕組みに改めるよう働きかけられたい。
- 4 26年度において、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化の施行が予定されている。また「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」では、障害福祉サービスのあり方等について示されている。提言に沿った制度変更にあたり、障害当事者と市町村の意見を聴く場を設け、その意見を十分尊重・反映するとともに、市町村に十分な準備期間を与えるよう、国に働きかけられたい。

21 国民健康保険事業の広域化について

各種医療保険制度の負担と給付の公平化を推進するため、全国市長会では、医療保険制度の一本化を推進する必要があることを強く要望しており、一本化実現までの間、国の責任を明確にしたうえで、都道府県を運営主体とし、国民健康保険制度の再編・統合を行う必要があるとの考えを示している。

一方、社会保障と税の一体改革関連法に基づいて設置された社会保障制度改革国民会議は、平成25年8月6日に報告書を提出し、「Ⅱ 医療・介護分野の改革」の部分で「国民健康保険の保険者の都道府県移行」を実現すべきものとした。国は、これを受けて、10月15日に改革内容やスケジュールを定めた社会保障プログラム法案を閣議決定し、臨時国会に提出した。プログラム法案では、国保保険者の都道府県移行等の実施時期について、「26～29年度までを目途」とする旨を明記している。

都においては、27年度からすべての医療費を対象とする共同安定化事業について、その実施による影響や効果を早期に明示するとともに、次期「広域化等支援方針」の策定に際しては、都としての市町村国保財政安定化の方向性と、国保保険者の都道府県移行へ向けた取り組みを示されたい。

また、国に対しては、必要となる財源確保等、国保の構造的な問題に対する確実かつ迅速な対応について、更に強く働きかけられたい。

がん検診については、がん対策基本法により予防の充実が謳われており、国が策定した「がん対策推進基本計画」および都が策定した「東京都がん対策推進計画」においては、いずれも五つのがん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん）検診の受診率を50%（国は胃、肺、大腸は当面40%）まで向上させることを目標としており、なおかつ都の計画においては「全ての区市町村で科学的根拠に基づくがん検診を実施し、質の向上を目指す」という目標を設定し、がんの早期発見を推進することとしている。

がん検診事業は市町村の事業であり、その経費は地方交付税化されているが、対象は限られているため、その他のがん検診の実施についての財政負担は大きく、市町村単独での対応には限界がある。

については、五つのがん検診以外で市民からの要望の高い前立腺がん検診や、胃がんの発症起因とされる細菌ヘリコバクター・ピロリの感染等を調べる危険因子の層別化の検診（胃がんABC検診）など市町村が独自に実施する検診事業を補助の対象とするとともに、医療保健政策区市町村包括補助事業の上限の引き上げを行うなど、がん予防の取り組みに向け、財政支援の充実を図られたい。

新型インフルエンザ等への対策および、感染症に対して集団防疫や疾病予防の観点から有効な対策である各種予防接種について、その実効性の向上のため、国に対し自治体への支援を強く働きかけるとともに、都においても市町村に対する財政支援の拡充等、希望者が時機を逸さずに接種を受けられる環境づくりについて適切な支援策を講じられたい。

- 1 新型インフルエンザ等への対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法により行動計画の策定が予定されている。引き続き、自治体への情報提供や、対策等に必要の人材育成及び財政支援、市民への啓発活動の強化を図られたい。
- 2 MR（麻しん風しん混合）接種及び麻しん、風しんの接種、日本脳炎等の定期予防接種にかかる経費については、子育て推進交付金により措置されているが、このうちポリオは、旧ワクチンに比べ高価であることなどから、交付金総額の拡充を図られたい。

また、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンについて、平成25年4月に定期接種化されたことから、円滑な事業実施が出来るよう普通交付税の算定基礎となる単価の底上げなど一層の財政支援を図るよう、国に対し働きかけられたい。

更に、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が子宮頸がん予防接種後に特異的に見られたことから、25年6月14日付の厚生労働省の通知により、適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされたが、同ワクチンを定期接種に位置付けたまま勧奨を控えるという措置は解りにくいことから、早急かつ適切な対応を講じるよう国に対し働きかけられたい。

- 3 流行性耳下腺炎ワクチン及び水痘ワクチンは、24年3月29日厚生科学審議会予防接種部会の報告において、「接種を推進していくことが望ましい」と評価されていることから、定期接種とするとともに、地方交付税によらずに実態に応じた恒久的な財政措置を講じるよう国に働きかけられたい。また、都においても定期接種化までの補完として新たな助成制度を創設されたい。
- 4 定期予防接種、任意予防接種を問わず、各種予防接種ワクチンについて安定的にワクチン供給が図られ、また、定期接種化にあたっては十分な情報提供と準備期間が与えられるよう、都は国に対して適切な措置を講じるよう働きかけられたい。

多摩島しょの市・町・組合立の病院は、都立病院の補完的役割を果たしており、地域住民の期待に応えるべく、救急医療等の医療サービスの一層の充実を図るとともに、経営改善の諸施策を講じている。しかし、病院経営は依然として厳しい状況にあり、毎年度市町村の一般会計からの繰り入れ（負担金・補助金）も多大なものとなっている。

特に、医師の勤務環境の改善や勤務負担軽減が求められている一方で、二次救急医療については東京ルール（地域救急搬送体制整備事業）への参画が求められるなど、救急受入れ体制を維持するには、以前にも増して医療機関の負担が大きくなっている。

また、現在の病院施設は老朽化、狭隘化しているところもあり、住民からの増床、施設改善や医療機器の充実等に対する要望も強くなっている。

については、公立病院における医療サービスの充実等を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 公立病院運営事業補助制度の充実について

- (1) 公立病院の地域での役割や経営状況を考慮し、平成28年度の改定に向けて、病床基礎額の増額や、補助金算定における経営評価指数の適用緩和を図るとともに、その指数に平均在院日数の短縮努力を盛り込むよう検討を行い、公立病院の運営費に対する補助制度の大幅な充実を図ること。
- (2) 二次救急医療等の特殊診療部門運営事業に対する補助基準額については一律とせず、人員配置や設備等を考慮し、個々の病院の実態に見合ったものとするよう、基準の見直しと増額を図ること。

2 施設整備事業等に対する補助制度の拡充について

公立病院施設整備事業費償還補助金の補助率を引き上げるとともに、補助額算出のための基準面積を大幅に引き上げること。また、制震・免震・その他の震災対策措置に係る基準単価・補助率について制度を拡充するとともに、災害拠点病院以外でも他病院との連携強化が必要となることから、災害時における医薬品、資機材等の整備に係る費用の補助制度を別枠で新設するなど強化を図ること。

3 救命救急センター、周産期母子医療センター及び二次救急医療機関等（以下、救命救急センター等）に係る財政支援の見直しについて

- (1) 救命救急センター等については、相当の人員と設備を必要としており、21年度は運営費補助基準額の引き上げが行われたが、依然として不採算状態は解消されていない

ため、都単独の財政支援について補助基準・補助率の見直し等により財政措置の拡充を図ること。また、医療施設等施設・設備整備費補助金について、国に対して補助事業の拡充を図るよう働きかけること。

- (2) 現行の救急医療に関する都における補助制度に加え、東京ルールに参画するために医師確保や処遇改善など当該医療機関の救急体制を維持できるよう二次救急医療に関する新たな補助制度を新設されたい。

また、東京ルールの地域内調整担当医師確保料の単価を大幅に引き上げること。

4 救急医療機関の勤務医師の確保や医師の勤務環境の改善等に係る補助制度の充実等について

- (1) 23年度から救急医療機関勤務医師確保事業の対象から除外した救命救急センターを再度対象にすること、事業対象の休日に土曜日を加えること、同事業の補助基準額の逡減を廃止することなどを国に働きかけるとともに、都単独の補助制度でその事業を補完すること。
- (2) 医師勤務環境改善事業については、時限的な制度であるため事業の充実、継続策を講じるとともに、国に対して同種の補助事業の拡充を図るよう働きかけること。

5 公立病院に対する温室効果ガス削減のための施設整備費等補助制度の新設

現在、公立病院では高度医療機器の導入等により治療成績の向上、検査の精度向上を図る一方、病院施設は24時間稼働し、体力的な弱者である多くの入院患者を抱え、冷暖房の温度設定等も一律にできないなど、他施設と比較して省エネの難しい施設である。このため、公立病院に対する温室効果ガス削減対策においては、都の技術的支援だけでは限界があり、財政的支援として施設整備費に対する補助制度を創設されたい。

多摩島しょにおける公立病院の安定した医療体制の確保を可能とするため、医師及び看護師確保に向けて、都として次に掲げる特段の措置を講じられたい。

- 1 産科・小児科・麻酔科医等の不足は、極めて深刻な状況にあり、安定した事業運営に困難をきたしている。自治体をはじめとする地域の病院における適切な医療体制を維持するため、産科・小児科・麻酔科医師等の確保策について、都としても特段の措置を講じられたい。
- 2 近年、多摩島しょの市・町・組合立の病院では、看護師が定員割れを起こすなど、事業運営に支障をきたしている。病院の看護師の確保を図るため、引き続き都立看護専門学校の学級増を図られたい。また、定着対策及び免許を有する未就業者の就業を促進するため、施策の充実・強化を図られたい。
- 3 多摩島しょの病院は、主に関連大学からの医師派遣等により医師を確保しているが、近年、慢性的に欠員が生じ、経営面においても大きな影響を与えている。これらを解決するために、都において引き続き医師確保・育成事業を展開されたい。また、「東京都地域医療支援ドクター事業」について、一部の病院で活用されてはいるものの、依然として十分医師が充足している状況ではなく、引き続き多摩島しょの公立病院に、より多くの医師が派遣できるよう制度の見直しを図られたい。

また、三多摩島しょ公立病院運営協議会と更なる連携を図り、各種事業の充実を図られたい。

26 地下水及び土壌、大気汚染等の防止に向けた環境調査等、技術支援及び補助制度の充実

環境保全に向けた取り組みとしては、現状把握に努めたうえで、その変化を読み取り、迅速に対応することが最も重要である。

加えて、市民生活の不安を解消する意味においても、各市で実施されている一般環境大気、道路交通騒音・振動及び水質等の各種調査の必要度が増し、調査項目も増加しているにもかかわらず、調査実施に係る委託経費は、全て市財政の負担となったままである。

各市から提供されるデータの集積こそが都全体の状況把握につながることから、都においては、実務説明会だけでなく、一層の技術支援の充実を図るとともに、調査及び汚染対策に係る費用等に対する補助制度の創設を図られたい。

1 地下水の広域的汚染及び土壌汚染の対策促進に向けた調査の充実を図るとともに、零細な事業者に対する汚染除去費の財政支援制度の創設を図られたい。

(1) 地下水の汚染は、直接人の目に触れにくく、汚染を広範囲に拡散させないためには、早期の発見と対策が不可欠である。

トリクロロエチレンなど有機塩素系化学物質による地下水の汚染については、これまで国をはじめ各行政機関による実態調査において、広範な汚染が確認されており、都の継続監視調査においても、テトラクロロエチレン等の有害物質の環境基準超過地点が多く見られるなど、汚染が継続している状況が明らかとなっている。

については、地下水実態調査地点数の拡大とともに、平成 21 年に環境基準項目となった 1.4-ジオキサン調査等による地下水脈流調査を含め、総合的かつ広域的視野で汚染調査究明に努め対策を講じられたい。

(2) 土壌汚染対策法及び環境確保条例による地下水及び土壌汚染に関する調査・除去等に係る費用は、「汚染者負担の原則」を前提としており、中小零細事業者にとって多大な負担となる。そのため、工場若しくは指定作業場を廃止等する際、汚染土壌等の十分な調査・除去が行われないばかりか、汚染された土地がそのまま放置され、地下水及び土壌といった近隣環境に悪影響を及ぼす状況となっている。

については、調査・除去の実施促進のため、零細事業者に対する融資並びに基金等の財政支援制度の創設を図られたい。

(3) 環境確保条例施行以降に蓄積された情報の共有化が十分に図られていないため、自治体によって事業者等に対する指導内容に差異が生じている。

については、19 年度以降実施されていない新規担当者向けの「土壌汚染対策説明会」

の再開など、情報の共有化と指導力強化に向けた技術支援を図られたい。

2 車種規制及び自動車排出ガスの新長期規制の確実な実施と、低公害車の普及等による大気汚染対策の充実を図られたい。また、微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する都民への注意喚起体制を整備されたい。

(1) 低公害車等の普及を促進させるために、補助金制度の充実を図られたい。特に、電気自動車の普及促進に不可欠な急速充電設備については、24年度に廃止となった補助金の復活を図られたい。

(2) 健康への悪影響が懸念されている微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、大気中濃度が暫定的指針値を超えた場合における都民への注意喚起体制を整備されたい。また、国に対し、常時監視体制の強化と近隣国への技術協力の強化を要請されたい。

3 光化学スモッグ及び酸性雨の監視体制について、測定箇所の増設を図られたい。

また、光化学スモッグの発生原因の1つである、揮発性有機化合物（VOC）削減対策の充実強化を推進されたい。

(1) 光化学スモッグに関する監視体制については、多摩地域の一般環境大気測定局 19箇所すべてにおいて、光化学スモッグの測定ができるよう整備されたい。

また、法規制対象外のVOC排出事業者への排出抑制の自主的な取り組みが図られるよう一層の施策の推進を講じられたい。

(2) 多摩地域における酸性雨の測定箇所は、1箇所しか設けられていないため、自動測定装置の増設を図られたい。また、酸性雨の調査体制の確立と可能な対策について国に要請されたい。

27 地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への財政支援の充実

地球温暖化対策を更に推進するためには、全般的な取り組みとともに、地域の特性に応じた対策を自治体が率先して取り組む必要がある。このことから、自治体が推進する省エネルギー・新エネルギー対策に対して、一層の財政支援の充実を図られたい。

1 平成 24 年度から実施された「東京都地域と連携した環境政策推進のための区市町村補助制度」は、地球温暖化対策を更に推進するためのメニューが用意され、次段階の温暖化対策に向けた発展的内容であると認識している。

一方、厳しい景気動向の中、「2020 年の東京」における「低炭素で高効率な自立・分散型エネルギー社会の構築」を達成するには、都の施策展開のほか、各自治体の実情に応じたきめ細やかな温暖化対策の取り組みが必要である。

このことから、26 年度以降においても、区市町村を対象とした地球温暖化対策推進のための補助制度を継続し、家庭における省エネルギー設備等の補助をはじめ、区市町村が進める地球温暖化対策の取り組みについて、柔軟な支援を実施されたい。

2 東日本大震災を契機とした節電や省エネ、再生可能エネルギー等への関心の高まりを受けて、自治体を含む事業者が取り組む次の事業等に対して、積極的かつ継続的な財政支援及び情報提供を講じられたい。

- (1) 建物、照明機器の高効率化、LED 化、空調機のインバータ化等の省エネルギー施策
- (2) 太陽光発電・太陽熱利用及び風力発電等の自然エネルギーや未利用エネルギー利用のための普及事業や燃料電池等の設備導入
- (3) ヒートアイランド現象防止等の目的で行う屋外緑化や夏期の省エネに効果が高いとされている屋上・壁面緑化などの緑化事業

廃棄物処理施設の多くは、老朽化により施設更新及び基幹的設備改良の必要に迫られている。これらの施設の更新等においては、国の交付金対象外の施設建設事業費が必要であり、市町村の財政負担は大きなものとなる。

については、廃棄物処理施設等の整備に係る財政支援を講ずるとともに、広域支援等を考慮した交付金制度の充実及び拡大について、都は国に対して要請されたい。

また、剪定枝・間伐材などを利用した資源化事業については、堆肥化や活性炭化などの新たな技術も登場してきているものの、未だ事業化の確立には至っていない。

については、事業化推進のため、設備導入の補助や広域使用の促進体制づくり及び環境施策啓発事業への技術的・財政的支援を図られたい。

他方、廃棄物処理施設は、施設見学を通して、小学生を中心に多くの市民の方に広く環境学習の場を提供し、市民への啓発活動の大きな担い手となっている。

資源循環型社会構築のためには、廃棄物処理施設等から、一層の環境保全対策や資源化事業を積極的に実施するとともに、啓発活動を行い、地球環境に寄与する施設であることの市民への理解を深めることが重要である。

このことから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 廃棄物処理施設等の整備に係る財政措置の充実について

循環型社会形成推進交付金において、施設の新設、増設に要する費用の交付率の限度額が1/3の事業については、限度額の1/2への引上げを国へ要請されたい。

また、交付対象外の施設整備及び跡地利用にとらわれない焼却施設の解体工事への補助を要請されたい。

2 広域支援及び災害支援等に必要な施設整備及び啓発活動に係る財政支援について多摩地域の各市が安定してごみ処理を行っていくうえで、広域支援処理による対応は、不可欠なものであり、また、災害時に発生した災害ごみ処理に係る施設整備も必要である。

については、これらに対応する施設整備が図れるよう、交付金制度の充実及び拡大について、国に要請されたい。あわせて、広域支援に係る経費への財政援助及び広域処理体制の拡充を図られたい。

また、啓発活動の充実のため、DVD作成やホームページ作成等に係る経費の助成等を講じられたい。

平成 22 年 5 月に示された「緑確保の総合的な方針」の中にもあるとおり、都市の緑として重要な機能を担っている民有地の緑の保全には困難が伴う。

多摩地域に残されている貴重な緑（緑地・森林）を保全するため、次の事項について引き続き積極的な措置を講じられたい。

1 自然保護条例による保全地域

- (1) 多摩地域には、市街地に近接した多様な生物が生息する貴重な自然環境である谷戸、湧水、雑木林が一体しているエリアがある。これらのエリアは里山として人々の生活に密着した歴史的・文化的に貴重な存在であることから、積極的に保全地域として指定されたい。
- (2) 多摩川沿いなどの河川段丘崖に見られる樹林は、周辺の湧水箇所と一体となり多様な生物を育み、都市のエコロジカルネットワークの向上に資するとともに、連続的、立体的な緑として地域景観上も重視されている。これらの多くは民有地であり、蚕食的に宅地開発がなされてきていることから、広域的かつ機能的な緑地として、積極的に保全地域として指定されたい。
- (3) 緑地の保全は、防災及び広域的な都民の憩いの場として重要であることから、市の条例等により保存樹林などに指定し保全に努めているが、公有地化や維持管理に多額の財政負担をすることとなるため、市の負担に対する軽減措置を図られたい。

2 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、農地や屋敷林、丘陵部の樹林地等を民有地のまま保全するという公民協働による施策として、積極的に活用すべき制度である。指定された土地所有者からの買い取り申し出があった場合は、市が買い取り、公有地化する必要があるが、その時期は所有者の事情に左右されることから、長期間に渡り財源を手当てしておく必要がある。

「2020 年の東京」へのアクションプログラム 2013 にも掲げられた特別緑地保全地区の指定拡大の推進のため、市の負担が軽減されるよう 26 年度までの時限措置とされた「特別緑地保全地区指定促進補助金」を一市町村一地区という制限を撤廃のうえ、恒久的なものとなるよう、財源措置を講じられたい。

また、基金の創設など機動的な買い取りが可能となるよう新たな制度の創設を検討されたい。

更に、指定の促進のため、更なる税制優遇措置や買収にかかる財政支援の拡充を、国

に対し引き続き要望されたい。

3 都市計画公園・緑地等

都市計画公園で街区公園、特殊公園の整備事業については、市町村の財政負担が大きいことから、今後とも積極的な用地買収等の整備促進を図るため、都補助の更なる予算拡充を図られたい。

4 景観法に基づく良好な景観の維持

景観法に規定する景観計画に基づき、都と市が協力して行うべき都の管理する公共施設（道路、河川、公園等）とその周辺の景観形成事業については、都独自の支援策を講じられたい。

下水道の整備は、多摩地域の公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に資する重要な行政課題である。ついては、流域下水道事業の促進等を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 流域下水道事業建設負担金の支出にあたっては、流域下水道事業債を起債し、公的資金を借り入れたところであるが、現在でも高金利の残債がある。公的資金補償金免除繰上償還制度については、平成19年度から24年度まで実施されたところである。

ついては、財政負担を軽減するため、公的資金補償金免除繰上償還制度の再開と、併せて、要件の見直しを国に強く要望されたい。

- 2 流域下水道事業は処理区域が複数市町にわたり、公共用水域の水質の保全に資するなど広域事業そのものである。関係市町も事業の進捗に伴い、建設費の一部を負担しているが、各市町財政にとって大きな負担となっている。

また、年度ごとの建設内容及び額を処理区ごとに明らかにし、建設負担金額を予め提示することにより、関係市町の下水道経営計画の明瞭化に協力されるとともに、事業による財政負担の縮減を図られたい。

- 3 閉鎖性水域の水質保全のための下水の高度処理及び流域下水道事業の維持管理に要する経費について、関係市町の負担軽減を図られたい。

- 4 流域下水道水再生センターの関係市町は、地域対策として周辺環境整備に鋭意努めているが、多大な経費を必要としているのが実情である。

ついては、流域下水道事業の広域性に鑑み、周辺環境整備に係る財政援助措置の拡大を講じられたい。

- 5 局地的集中豪雨等による浸水被害は、今後も増加が予想されることから、浸水被害を未然に防ぎ、住民が安全で安心な生活を確保できるよう、流域下水道雨水幹線の早期整備に努められたい。

また、公共下水道のうち、複数市にまたがる雨水排除幹線についても、効率的な運営及び事業のスケールメリットを発揮させるための手段として、流域公共下水道事業の位置付けをされたい。

- 6 単独処理区の流域下水道への編入は、東京湾の水質改善と多摩地域の高度防災都市づくり及び下水道事業経営の効率化を図ることを目的としており、広域的見地から施策を推進することが重要である。

21年7月には、下水道法の上位計画である「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」において、単独処理区の流域下水道への編入が位置付けられ、24年12月には「東京都多摩川流域下水道北多摩二号処理区への公共下水道錦町処理区編入に関する基本協定」を締結した。

三市(八王子市、立川市、三鷹市)では、施設の再構築など編入に向けた課題等の整理を行っているが、編入には諸課題の解決や多大な経費が必要となることから、技術支援及び財政支援が図られるよう、強く要望する。

循環型社会の構築に向けて、国では、「環境基本法」に基づき「循環型社会形成推進基本法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」を概念として、容器包装リサイクル法等の各種リサイクル法の整備が進んできたところである。

しかし、各種リサイクル法は、課題が多く、循環型社会形成には不十分と言わざるを得ない。

ついては、あらゆる商品について、消費者が不要になった場合、「製造～販売～消費」の流れの逆ルートで、消費者から製造者に静脈流通されることを義務付け、違反者には罰則を科し、逆ルートで回収されない商品の製造販売を禁止する法律、いわゆる「EPR（生産者責任）法」が速やかに制定されるよう、国に要請されたい。

また、収集・処理等に安全性の確保が得られない廃棄物にあつては、その処理責任を基礎自治体のみに課すことなく、製造事業者の責任で回収、処理するシステムの構築を図るとともに、「EPR（生産者責任）法」の整備について、関係業界及び国に要請されたい。

さらに、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

1 在宅医療廃棄物の処理について

在宅医療廃棄物のうち、注射針については、薬剤師会において回収事業が実施されているが、チューブ、カテーテル類については、回収ルートが確立されていない状況にある。

在宅医療廃棄物については、収集作業員の安全の確保と感染性の有無が確認できないことから、医療機関や薬局等で、回収、処理する体制の整備を図られたい。

2 使用済小型電子機器のリサイクル促進について

平成 25 年 4 月の「使用済小型電子機器等の再資源化に関する法律」施行にあたり、リサイクルの促進が製造業者の責任のもとで行われ、本制度への参加が円滑に進むよう、収集に関連するコストの低減に向けた広域連携スキームの構築等、コスト削減のための措置を講じられたい。

3 エアゾール缶の不燃化の促進

現在販売されているエアゾール缶の多くは、液化石油ガス（LPG）やジメチルエーテル（DME）などの可燃性ガスが噴射剤として使用されていることから、使い切る等の適切な処置をしないまま廃棄物として出された場合、収集車や処理施設の火災へとつながる。

事故の発生は、作業員や周囲の人間にとって危険であるばかりでなく、ごみの円滑な収集と処理に支障を来すものであることから、火災等の事故の発生リスクを低減させるため、噴射剤の不燃性ガスへの置換を拡大するなどの措置を講じられたい。

多摩地域の広域的発展を図り、都市の自立性を高めるためには、首都圏整備計画における業務核都市の整備が不可欠である。また、都は、核都市を東京圏における広域的な中心性を持つ、連携・交流の要となる拠点として、その実現を目指すとしている。

近年の少子高齢化、人口減少社会の到来等の社会経済情勢の変化を踏まえ、地域特性・ポテンシャルを生かした業務核都市の育成整備を図り、自立性の高い地域を形成することは、多摩地域のバランスの取れた発展による魅力ある経済活力に満ちた都市圏の再生のためにも重要な課題である。

については、業務核都市及び核都市等の育成整備のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 核都市の育成整備について、平成21年8月策定の「多摩の拠点整備基本計画」の推進に向けて具体的な支援策や事業実施の促進を図られたい。更に、業務核都市基本構想に定めた中核的施設や業務核都市形成のための道路・交通網等都市基盤整備の早期事業化・早期完成に向けて、整備拠点内にある所有地の積極的な活用をはじめとした諸施策の推進を図られたい。
- 2 業務核都市及び核都市等を中心として、広く多摩地域の都市の魅力と活力を向上させるために、職と住とのバランスの取れた自立性の高い拠点の育成整備と、それに必要となる基盤整備等について、多角的な支援を図られたい。
- 3 20年5月に都が策定した東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針において、物流拠点の候補地として、圏央道八王子西インターチェンジと圏央道青梅インターチェンジの周辺地区を位置づけている。

他県の圏央道インターチェンジ周辺では、圏央道の整備効果をまちづくりに波及させるため、県が主体となって、先端技術産業をはじめとした企業誘致や物流機能の導入に対し、積極的な支援を実施している。

現在、八王子市と青梅市は、都が位置づけた東京西南部物流拠点を実現できるよう、土地区画整理組合設立認可取得に向け、地元と調整を進めている。

東京西南部物流拠点整備事業は、多摩全体への経済活力の向上にもつながるものことから、都がけん引役となって、事業の早期実現に向けて積極的に推進されたい。

一部の大企業を中心に経営や賃金に改善の兆しがあるものの、経済の先行きが不透明なことにより、中小企業を中心に雇用情勢は非常に厳しい状況にある。都民が安心して働くことのできる労働条件や環境の整備を進めるため、「東京都緊急雇用創出区市町村補助金」に代わる新たな制度の創設等、雇用・就業機会の創出に関して、次の事項について必要な措置を講じられたい。

- 1 経済危機の長期化と東日本大震災により、日本経済は多くの打撃を受けている。多摩地域でも企業の倒産件数等は前年比で減少傾向が見られるものの、有効求人倍率については依然厳しい状況が続いている。

国は 35 歳未満の非正規雇用を対象に人材育成・定着支援を講じているが、就職氷河期以降に増大した非正規雇用者が今では 40 代に達していることから、こうした非正規雇用者に対する雇用・就労支援策も講じられたい。

更に、非正規雇用者が再就職等する際に職業訓練などを受けられるよう、東京都立職業能力開発センターの充実や、東京しごとセンター飯田橋で実施している就職支援講習を東京しごとセンター多摩においても実施するなど、支援の強化を図られたい。

- 2 厳しい雇用情勢が続く中、平成 21 年度より国の交付金を原資とした基金を活用して「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業」を実施してきた。24 年度補正予算において基金の拡充が盛り込まれ、「緊急雇用創出事業」の中に、新たに「起業支援型地域雇用創出事業」が創設されている。引き続き創出支援事業を支援し、継続と拡充を都は国に働きかけられたい。

加えて、都においては、21 年度に実施した「緊急雇用創出区市町村補助金」に代わり、雇用期間を 1 年と限定するのではなく、複数年雇用できる等、各市の状況に応じた柔軟な対応が出来る新たな制度の創設を図られたい。

地域の商店街や零細企業に対する活性化対策の拡充を図られたい。

1 国の経済施策により、日本経済は徐々に好転しているものの、地域の商店街をとりまく環境は、依然として厳しい状況にある。一方で、地域の商店街には、地域コミュニティの形成や見守り活動といった役割を期待する声が増えてきている。そのため、各市区町村においても、商店街をサポートするべく様々な施策を実施しているが、財源は年々縮小している。これらのことから、商店街の活性化をサポートするための、商店街振興事業（新・元気を出せ！商店街事業及び小売商業者後継者育成・開業支援事業）について、補助率の引き上げを図られたい。

2 新・元気を出せ！商店街事業は、商店街の振興に効果的な施策であるが、補助金の申請・請求、実績報告（決算関係書類を含む）の提出に至るまで、高齢化等が進んでいる商店街に大きな負担を強いる事務手続きとなっている。

ついては、事務負担の軽減のため、報告項目の簡略化を図られたい。

3 「東京都特定施策推進型商店街事業」の活用については、施工費用を一時的に全額商店街が立て替えなければならないため、法人化されていない商店街においては、代表者個人が一時借入をしなければならない。このため、事業実施にあたり、市町村が代理施工し、都へ補助申請を行う手法も可能とされたい。

また、アーチ、街路灯、アーケード照明のLEDランプ・照明への交換事業については、環境対策、エネルギー対策としても緊急性のある社会的課題であることから、補助要件である構築物の経過年数については、社会情勢や機器の開発状況、商店街の状況等を踏まえ、要件の緩和を図られたい。

4 平成24年度より新設された「買物弱者支援モデル事業」については、モデル事業としての成果を考察しつつ、26市全体への補助メニューとしての拡充を図られたい。

5 21年度には、多摩地域の多くの市町村がプレミアム商品券を発行したことにより、地域の消費需要の喚起や消費者の購買意欲が拡大され、地域商業の活性化の一助となったところである。

現在の経済状況の中、地域商店は景気向上を体感できるまで、時間がかかることが予想されるため、長引く景気低迷への対応として、地域経済の刺激策として有効なプレミアム商品券発行事業やスクラッチカード事業等を実施する市町村への財政支援について、都としての支援策を講じるとともに、国に対して商店街の活性化に資する施策を講じるよう要望されたい。

鉄道など公共交通システムの整備は、多摩新時代の創造のために欠くことのできない基幹的な事業であり、特に連続立体交差事業等については、駅周辺の基盤整備等と一体となって、多摩の魅力を創造する総合的なまちづくりの一環として、大きな効果を上げている。

今後とも、これら事業の実施とあわせた総合的なまちづくりが実現されるよう、以下の事業の積極的な促進及び各事業者等へ働きかけられたい。

1 連続立体交差事業と周辺まちづくり

- (1) 連続立体交差事業については、鉄道により分断されている地域の一体的なまちづくりを推進するため、市街地開発事業等の周辺整備をあわせて実施しているところであり、各自治体においてはその促進に向けた地元調整はもとより、財源確保が不可欠となっている。

このことから、都の補助制度の充実を図るとともに、国庫補助等の拡充を働きかけられたい。

- (2) 首都圏の主要な幹線鉄道である JR 中央線については、連続立体交差事業及びそれに関連する市街地開発事業の早期完了を進められたい。

複々線化については、鉄道事業者との積極的な協議を進め、早期事業化を図られたい。あわせて、立川以西の連続立体交差についても同様に事業化を検討されたい。また、JR 五日市線の輸送サービスの向上が図れるよう具体的な検討をされたい。

- (3) 京王線（笹塚～府中・府中以西）の連続立体交差化について、調布駅付近の区間については、平成 24 年度に地下化新線への切替えが行われるまでに至ったが、引き続き、早期の事業完了に向け、周辺まちづくり事業の着実な推進を図られたい。

また、笹塚駅～つつじヶ丘駅間においては、交通渋滞の慢性的な発生や生活道路への車両の流入等が地域問題となっていることとあわせ、沿線の住宅開発等による乗降客数の増加に合わせた輸送力の増強も喫緊の課題であり、連続立体交差化及び複々線化を見据えた都市計画変更が行われたことから、早期の事業化を図られたい。

- (4) JR 南武線（矢野口～府中本町）の連続立体交差化については、早期の事業完了を要望するとともに、工事期間中の駅利用者に対するサービスの向上等が図られるよう、JR へ積極的に働きかけられたい。

- (5) 西武新宿線（東村山駅付近）においては、既に都市計画決定されており、速やかな事業着手を図られたい。また、西武新宿線の他路線についても、早期事業化を検討さ

りたい。あわせて西武池袋線大泉学園以西の早期事業化も検討されたい。

2 連続立体交差事業により創出された空間のまちづくりへの有効活用

連続立体交差事業と周辺市街地開発事業による一体的なまちづくりは、鉄道事業者にも誘客効果を期待できるなど、多くの利益となることから、事業により創出された高架下及び地上部の利用については、周辺の面整備と調和した総合的なまちづくりを実現するため、公租公課分はもとより、鉄道事業者分についても、地元自治体の意向を尊重した利用とするよう鉄道事業者側へ働きかけられたい。

3 公共交通と連携したまちづくり

自転車等の集中する駅周辺においては、歩行者の安全確保と駐輪秩序の維持等の観点から、自転車等の放置を規制するとともに、応益負担の原則を踏まえた駐輪場の提供とあわせて放置規制区域内における自転車の撤去等、様々な施策を自治体の負担において実施している。

これらの施策は、駅という広域集客施設における課題解決であることから、鉄道事業者等が応分の責任を負ってしかるべきものである。

については、都として、鉄道事業者等への働きかけの強化と、都有地の無償貸与や補助制度の拡充など、引き続き自転車等駐輪施策への支援を図られたい。

また、自動二輪車の違法駐車も問題となっていることから、適切な対策を講じられたい。

4 ホームドア（可動式ホーム柵）の設置について

鉄道駅の安全対策の向上と駅施設のバリアフリー化の観点から、ホームドア（可動式ホーム柵）の設置を促進するよう働きかけられたい。特に首都圏の主要な幹線鉄道であるJR中央線については、早期の整備を要望する。

また、鉄道事業者に対する支援策の拡充を図られたい。

36 多摩都市モノレールの整備推進と新たな公共交通システムの検討及び輸送サービスの向上

多摩地域の自立都市圏形成に寄与し、都市間の連携を図る基幹的システムである多摩都市モノレールの整備推進や、多摩地域における公共交通の新設・線増、改良事業等による輸送サービスの向上について、特段の措置を講じられたい。

1 多摩都市モノレールとまちづくり

多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸については、平成 12 年の運輸政策審議会答申において「目標年次（2015 年）までに整備着手することが適当である路線」に位置付けられているにも関わらず、未だ事業化に関する具体的な動きが無い状況である。

そこで、多摩都市モノレールの次期整備路線が位置づけられている武蔵村山市・瑞穂町等の地域については、当該地域に鉄道系交通がないことから、早期実現のための都市計画決定とその事業化を図られたい。

さらに、構想路線については現構想の早期具体化を図るとともに、核都市整備や「業務核都市」整備をにらんだ路線の延長を検討し、既存の鉄道と接続させるなど、公共交通システムのネットワーク化を確立されたい。

また、モノレールの導入空間となる道路は、適正な幅員が確保される必要があるが、市街化の進行によりその整備も困難となることが想定されるため、予め整備を行うなど適時適正な対応を図られたい。

2 その他路線の新設・線増・改良等による輸送サービスの向上

- (1) 西武線並びに J R 武蔵野線の朝夕ラッシュ時等の混雑を緩和するため、運行本数の増等の輸送サービスの改善を図られるよう、鉄道事業者等へ働きかけられたい。
- (2) J R 武蔵野線（南線）の府中本町駅以南の旅客化について、国及び J R に働きかけられたい。
- (3) J R 八高南線（八王子～高麗川）の複線化事業を鉄道事業者へ積極的に働きかけられたい。
- (4) 多摩南部地域については、運政審の答申に示された小田急多摩線（唐木田駅～ J R 上溝駅まで）の延伸について、事業の早期具体化に向け、的確な対応を図られたい。
- (5) 多摩西部地域については、豊かな自然を求めて、都民の来訪者も多いが、公共交通網が未整備であることから、休日における交通渋滞等、住民生活に著しい障害を生じている。よって、公共交通システム（新たな輸送機関）の導入による循環交通網の整備を検討されたい。

- (6) 多摩地域の南北方向のアクセス交通の整備が不可欠であり、多摩東部及び北部を南北方向に通じる新しい公共交通システムの導入を図られたい。
- (7) 運政審の答申において整備着手が適当であると示されている都営地下鉄大江戸線の武蔵野線方面への延伸については、地元要望が強いことから事業化を検討されたい。
- (8) 今後、新交通等のネットワークを形成するうえで必要となる道路幅員の確保等、基盤整備のあり方について検討されたい。

多摩地域においては、重要な都市基盤施設である道路網の拡充整備が、依然として著しく立ち遅れており、慢性的に交通が渋滞するなど、市民生活に多大な影響を与えている。都市間の相互連携を高め、あわせてこれらの問題を解決するうえからも、幹線道路の整備を積極的に推進する必要がある。

一方で、地域の基盤となる準幹線道路や生活道路の整備については、各自治体も協力し鋭意進捗に努めているが、幹線道路の未整備による生活道路への交通流入も著しい中で、財源不足等により、道路改良・補修等の喫緊の課題に十分に対応できていない。

都市の骨格となり、まちづくりの根幹となる道路整備を促進するため、都による財政的な支援を求めるとともに、国庫補助等財源の更なる確保等、総合的な施策を講じられたい。

- 1 主要地方道、一般都道及び都市計画道路の新設、改良拡幅・歩道のユニバーサルデザイン化等の整備促進を図るとともに、多摩南北主要5路線等の南北縦貫道路網の早期整備について積極的に努められたい。

特に、多摩南北主要5路線の整備については、本年3月に府中清瀬線が全線開通し、調布保谷線についても平成26年度の全線開通を目指して工事が進められていることから、着実に整備を実施されたい。

また、道路の新設、改良等は、防災空間の確保として、また、ライフラインの収容空間としても必要不可欠であり、計画的整備に配慮されたい。

- 2 道路整備にあたっては、ユニバーサルデザインや防災性の向上、沿道市街地の住環境、景観への配慮はもちろんのこと、地点名案内標識の整備に努め、歩道が未設置または狭いため危険な場所については早急な改善措置を講じ、街路樹等による緑化の推進など魅力ある歩道の設置も促進されたい。
- 3 円滑な交通を確保するため、バス停の改良と停車帯を確保されたい。
- 4 踏切対策基本方針に基づき、踏切道の拡幅等の改善を早期実現されたい。
- 5 「多摩地域における都市計画道路の整備方針」(第三次事業化計画)で示された都施行路線については、数年中に到来する目標年次に向け、着実な整備を図られたい。なお、都施行路線以外の区間においても、協力、支援などの措置を講じられたい。
- 6 第二次交差点すいすいプランについては、17年度から10ヶ年計画での事業完了を目標に進められているが、対象事業の事業効果の予測とあわせて、各自治体及び議会並びに都民等の意見を幅広く求めて策定されており、公平性・透明性・期待度の高い事業で

ある。

全事業箇所が 26 年度までの計画期間内に完成するよう、各事業の着実な執行を図るとともに、27 年度以降の更なる事業展開を検討されたい。

- 7 新みちづくり・まちづくりパートナー事業については、事業促進による整備効果の大きな事業であることから、引き続き積極的な事業化を進めるとともに、施工分担の再検討をするなど、負担の軽減を図られたい。
- 8 市町村土木費補助については、新設ばかりでなく適正な維持管理によるストックの長寿命化等に対しても、補助対象の拡充や補助率の引き上げ等による、より柔軟で機動的な補助制度を検討されたい。
- 9 都道などにおいて、概成区間として整備が行われてきていない区間についても、狭小歩道の拡幅による歩行者の安全性向上、渋滞の緩和等の効果がある事業については、積極的な事業化を図られたい。
- 10 多摩地域における基地跡地利用計画や今後の大型都市施設の建設等による周辺の交通に与える影響について、広域的な交通網整備の観点から、周辺道路の早期整備を検討されたい。

市街地開発事業にかかる事業費補助の充実及び国制度を補完する補助制度を創設されたい。

1 土地区画整理事業

土地区画整理事業については、公共施設の整備改善及び宅地の利用促進を図る面的整備事業として極めて効果的な事業である。

しかし、このような都市計画の基盤をなしている土地区画整理事業の国庫補助金及び都補助金が、公共事業費削減の影響で減額され、その分が市財政を圧迫している。また、新市街地における国庫補助金が原則採択されないなど、事業を進めるうえで大きな影響が出てきている。更に、今日の地価低落に伴い、事業施行の財源として見込んだ補助金額への影響、また、保留地が、当初計画どおりの価格で売れないなどの理由から、事業資金の確保が困難となって、土地区画整理事業の運営が極めて厳しい状況にある。

については、土地区画整理事業の推進を図る見地から、次の事項について必要な措置を講じられたい。

- (1) 公共団体等区画整理事業（組合施行を含む）の施行の認可のための測量及び事業計画の策定等の認可前費用に対し、国の採択要件に満たない場合も想定して、都の補助制度を創設されたい。
- (2) 総合的なまちづくりの観点に立ち、区画整理後の良好な街づくり誘導を推進するための調査費に対する補助等、土地区画整理事業の枠にとらわれない新たな制度等を検討されたい。
- (3) 市町村土木補助事業（道路）の補助対象範囲と同様に、市の定めた道路構造の技術基準を満たしている道路については、都市計画決定があるものと同様に、都補助金（工事費）及び都交付金の対象とするなど、補助制度の拡充を図られたい。

2 市街地再開発事業

市街地再開発事業については、補助金の交付時期が用地費・補償費等の権利変換時や施設建築物工事期間など短期間に集中するため、事業進捗にあわせた補助金の交付申請が可能となるよう、引き続き国に働きかけられたい。また、国の補助対象外の事業内容について都の補助制度の拡充を図られたい。